

令和5年11月期 定例教育委員会議

・開催日時 令和5年11月22日（水） 午前10時00分から

・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室

・出席者	教 育 長	村 田 明 彦
	教育長職務代理者	奥 野 貞 一
	委 員	多 田 謙 司
	委 員	新 熊 和 彦
	委 員	古 山 美 穂

・説明者	教育監	堂 山 浩 三
	学校教育部長兼食育・給食課長	森 井 克 則
	生涯学習部長兼生涯学習課長	田 中 直 明
	兼市民大学事務長	
	学校教育部理事	黒 木 悟
	学校教育課長	伊 藤 圭
	スポーツ振興課長	梁 川 泰 延
	こども保育課長	吉 井 裕 子

・事務局	教育政策課長	寺 元 麻 子
	教育政策課課長補佐	萬 田 正 英

・議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長月次報告

日程第3 議案第37号

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の改正について

- 日程第 4 議案第 38 号
令和 5 年度 第 4 回（12 月議会）定例市議会への
補正予算の提出について
- 日程第 5 議案第 39 号
指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第 40 号
令和 5 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 9 号）
（教育委員会関係）（案）について
- 日程第 7 議案第 41 号
羽曳野市教育委員会評価委員会委員の委嘱について
- 日程第 8 報告第 14 号
後援名義の使用許可について
- 日程第 9 その他
・ 日程調整など

開会：午前 10 時 00 分

〔 教育長 開会の挨拶 〕

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、古山委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 11 月 1 日に、羽曳野市教育委員会評価委員会が行われました。
- (2) 11 月 3 日に、市民表彰式典が行われました。
- (3) 11 月 6 日に、南河内地区教育委員会協議会研修会が行われました。
- (4) 11 月 7 日に、近畿都市教育委員会研修会が行われました。
- (5) 11 月 9 日に、第 2 回教育改革審議会が行われました。
- (6) 11 月 12 日に、古墳でるるるが行われました。
- (7) 11 月 14 日に、調べるコンクール表彰式典が行われました。
- (8) 11 月 16 日に、中学生タウンミーティングが行われました。
- (9) 11 月 18 日に、峰塚中学校創立 50 周年記念式典が行われました。
- (10) 11 月 18 日に、駒ヶ谷小学校創立 150 周年記念式典が行われました。
- (11) 11 月 21 日に、大阪府都市教育長協議会研修会が行われました。

日程第 3 議案第 37 号

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の改正について

- こども保育課長より、羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について説明があり承認を求めました。

《こども保育課長》

本件は、内閣府令であります「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴いま

して、同令に基づき定めている本市の基準について改正する必要性が生じたため、この条例を制定しようとするものです。

一部改正の内容についてご説明いたします。

まず、条例第 15 条第 2 号中、「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改めます。こちらは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」、いわゆる「認定こども園法」の第 3 条第 11 項が同条第 10 項に繰り上がることを受けまして、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」のうち、「同条第 11 項」の引用を改める改正がなされることから、本市条例においても同様の改正を行うもので、条例の内容に変更が生じるものではございません。

次に第 36 条第 3 項では、「第 6 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」いう文言を加えます。

こちらは、これまで明記されていなかった読み替え規定が加えられたことから、本市条例においても同様に読み替え規定を加えるものです。

施行期日は、公布の日となっております。

本件は、令和 5 年第 4 回定例市議会において提案いたします。

以上でございます。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 4 議案第 38 号

令和 5 年度 第 4 回（12 月議会）定例市議会への
補正予算の提出について

- こども保育課長より、令和 5 年度 第 4 回（12 月議会）定例市議会への補正予算の提出について説明があり承認を求めました。

《こども保育課長》

本件につきましては、（仮称）第 4 こども園整備基本計画策定及び事業手法等検討業務委託料について、債務負担行為の追加補正を行うものです。

本市 4 つ目となりますこども園につきまして、「就学前教育・保育のあり方に関する基本方針」（令和 5 年 7 月時点版）におきまして、令和 10 年 4 月に第 1 給食センター跡地に開園を予定しておりまして、民営化を基本として整備検討を進めることをお示したところです。

このことを踏まえまして、運営を担っていただく民間事業者の選定のための期間を考慮しますと、令和 5 年度中には基本計画を策定する業者を選定しなけれ

ばならないこと。また、今後の事業手法を調査し、最適な手法の検討を行う必要があることから、本補正予算におきまして、債務負担を設定するものです。期間は、令和5年度から令和6年度、限度額は、12,716,000円としています。本件は、令和5年第4回定例市議会において、令和5年度羽曳野市一般会計補正予算（第9号）の一部として提案いたします。以上でございます。

《多田委員》

民間委託をこれからしていくという事ですが、第1・第2・第3のこども園は、市が運営している形ですね。第4のこども園は、民間委託の方向で進めるということは、これからは全て民間委託していく方向で考えているのですか。それとも第4だけ民間委託ですか。

《こども保育課長》

現時点では、次の第4のこども園と第5のこども園につきましては、民営化の方針ということでお示しはさせていただいておりますけれども、第1、第2、令和8年にオープンします第3のこども園に関しては、今の基本方針では公立のままで、これをどうしていくかというところについては、まだ議論には至っていないという状況です。

《教育長》

事業計画は立てますが、公営でやるのか民営でやるのかっていうのは、これからですね。

《多田委員》

今回は、計画ですね。

《こども保育課長》

基本計画と合わせて第4のこども園に関しては、基本的には民営化の方針と思っていますので、基本計画を策定しつつ事業手法等検討業務というのが、いわゆるそのサウンディング調査と呼ばれるものですが、民間事業者のご意見や新たな提案を把握し対象事業の検討を進展させるために行う調査ですが、実際に民間事業者のご意見等を聞きながら民営化といいましても公設民営であったり、民設民営であったり手法もいくつかございますので、どういう形で進めていくのが本市にとっていいのか。ということはこのサウンディング調査を通して、検討をしながら基本計画を作っていきたいというのが大きな主旨になっております。

《多田委員》

市役所的に言うと民間でこれからもやっていく方が良いという流れになるのですか。

《教育長》

まだ第4のこども園については、民営でやるとも公営でやるとも決定していませんよね。

《こども保育課長》

方針としましては、お示しさせていただいていますが、民間でもこども園を運営されているところもありますので、そういった形でしていくことになるのか、そのあたりの可能性も含めてサウンディング調査の中で決めて行きたいと思っています。

第1から第3のこども園に関しては、今のところ民営化にする方向性は、出ていないので、そこを拠点に公立を残していくのか、すべて民間にしていくのか、というのはまだまだ今後議論をしていく必要があると思っています。

民間に入っていただくにしてもどんな事業者に入ってもらっても良いという事ではなく、ちゃんと実績もあり、信用もある事業者にお願いするというのが一番大事なところだと思っていますので、事業者の選定というのが非常に慎重にやっていく必要があると思っています。

《古山委員》

どういう所にこのお金が使われるのですか。

《こども保育課長》

今回は、このサウンディング調査と併せまして、こども園の整備に必要な基本計画の策定をさせて頂くことになっています。これまでも第3のこども園で基本計画の策定を行っていますが、やはり基本計画の策定だけで数百万円規模になっています。今回は、調査と併せてという事になっておりますので、この金額になっています。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第5 議案第39号

指定管理者の指定について

- スポーツ振興課長より、指定管理者の指定について説明があり承認を求めました。

《スポーツ振興課長》

指定管理者の指定について、これは羽曳野市立中央スポーツ公園の分になります。

今回の12月市議会に提出予定の議案について、事前にこの会議でお諮りするものとなります。

9月の教育委員会議に中央スポーツ公園条例施行規則改正としてお諮りしましたが、来年度から中央スポーツ公園に指定管理者制度を導入する件で、この11月に学識経験者等を委員とする指定管理者選定等委員会からの答申を受け、今回、指定管理者が選定されました。

議案に記載していますとおり、指定します指定管理者は株式会社みのりの里で、はびきのコロセアムや市民体育館も管理している事業者となります。

指定期間としましては、令和6年4月1日から翌年3月31日までの令和6年度の1年間となります。

これによりまして、中央スポーツ公園のグラウンドに加えまして、昨年オープンしました市民プールにつきましても、指定管理者によって管理・運営していただくことになります。

なお、管理につきましては、中央スポーツ公園の管理棟としている隣接する市長部部局が所管する緑と市民の協働ふれあいプラザ、愛称エコプラザはにふと一体的に行うため、同施設も併せて指定管理者として指定する予定としています。

以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第6 議案第40号

令和5年度羽曳野市一般会計補正予算（第9号）（教育委員会関係）（案）について

《教育長》

事務局の各課より説明をお願いします。

全ての説明終了後、一括して質問をお受けいたしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。では、教育政策課長よりお願いします。

《教育政策課長》

お手元の添付資料、令和5年度一般会計補正予算（第9号）（案）教育委員会関係（案）をご覧ください。

教育政策課からは、15,406,000円の電気料金にかかる経費について補正を提出

しております。

内訳としまして、小学校で 8,895,000 円、中学校 6,511,000 円です。これらは電気料金の値上がりにより不足額が見込まれたものです。

教育政策課の説明は以上です。

《学校教育課長》

学校教育課からは、海外帰国渡日児童生徒適応指導講師謝礼、つまり日本語指導が必要な子どもたちへの通訳などの支援と来年度より使用する小学校の新たな教師用指導書に関する補正予算の計上になります。

まず帰国渡日の 2,713,000 円についてですが、この予算はそもそも、海外から帰国したり渡日したりで日本語の指導や補助が必要な子どもたちが、授業を含めた学校生活を少しでもスムーズに送れるように通訳さんをお願いしたり、日本語を勉強する講師をお願いしたりするための報償費です。

今年度当初予算額は 8,256,000 円でしたが、昨年度の時点で見込んでいた以上の数の子どもたちが今年度になりまして渡日したため、講師謝礼の大幅増となり、補正予算をお願いする次第です。

次に教材費の 13,289 千円についてですが、この予算は、7月に採択していただきました小学校の新たな教科書に基づいて、来年度から4年間指導する際に必要となる教師用指導書をそろえるための購入費です。

当初予算額は 22,923 千円でしたが、今回補正をお願いするに至った理由は主に2つあります。

1つは、前回購入した4年前と比較して物価高騰などの影響による各種指導書の、全体的な価格高騰があったためです。

もう1つは、各教科書会社において、デジタル指導書の取扱いが変わったためです。変更となったポイントは2点あります。1点めは、これまでデジタルの指導書と紙媒体の指導書は分けて販売されていましたが、今回デジタルと紙媒体のセットでしか販売されていない教科が複数あることです。2点めは、現在もデジタルの指導書を購入し活用している算数と理科について、引き続き整備するためには4年パックのデジタル版が付いたセットで購入しなければ、4年間の合計額が数百万円単位で高額になってしまう見込みであることです。

各学校に導入整備されている電子黒板とあわせまして、現在算数と理科のデジタル指導書はよく使われており、好評でもあるため、円滑に整備したいと考えております。

《スポーツ振興課長》

3行目のスポーツ振興課、補正額0円の部分になります。

先ほどご説明しました令和6年度から中央スポーツ公園に指定管理者制度を導入することに伴う補正予算となります。令和6年度の指定管理にあたりまして、今年度中に事業者と基本協定を締結しますが、その予算的な担保を取る必要がありますので債務負担を組むものです。令和5年度度については0円、令和6年度は具体的な金額は計上せず、市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料というかたちで計上しております。

以上となります。

《古山委員》

学校教育課の所ですが、これからの日本は、人口が減っていき外国の方が沢山来られると思います。

そのときに教育委員会だけで、その子どもの日本語通訳や日本語の勉強を見るのではなく、福祉などと連携し親も含めて日本語の勉強等を行い、重複がないようにしないといけないと思います。

《教育長》

18人が増えるごとに大阪府からの加配1名をつけて貰っています。

羽曳野は、頑張っているという事で3人の加配をつけて貰っています。

古山委員がおっしゃる通り、連携が必要だと思います。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第7 議案第41号

羽曳野市教育委員会評価委員会委員の委嘱について

- 教育政策課長より、羽曳野市教育委員会評価委員会委員の委嘱について説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

執行機関の附属機関に関する条例及び羽曳野市教育委員会評価委員会規則により設置されています羽曳野市教育委員会評価委員会委員の任期が、本年11月24日をもって満了となるため、引き続き令和5年11月25日から令和7年11月24日の2年間の任期で、評価委員会委員3名を選任し委嘱するため、承認を得るものでございます。

委員につきましては、別紙、委員名簿（案）のとおりでございます。いずれの

方も学識経験者で上 2 名の方は再任となり、3 番目の増田博医師は、この度新たに委嘱を行おうとする方で、現在 67 歳。羽曳野市内で開業されておられます。11 月 24 日で退任されます医師の上嶋委員の後任という事になります。ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 8 報告第 14 号

後援名義の使用許可について

- 教育政策課長より、資料に基づき、後援名義の使用許可について説明と報告がありました。

《教育政策課長》

後援名義の使用許可について、ご説明させていただきます。

資料をご覧ください。

前回の教育委員会議以降に教育長が、専決処分を行ったもの、2 件の報告になります。

1 件目は、専決日は 11 月 16 日、団体名は「羽曳野市サッカースポーツ少年団」、事業名は「第 47 回 羽曳野市長杯争奪サッカー大会」です。

2 件目は、専決日が 11 月 21 日、団体名は「ヒューマンアカデミー株式会社」、事業名は「ヒューマンアカデミー プログラミングロボット教室 ロボット製作無料イベント」です。

いずれも後援名義 使用許可実績のある団体、事業です。

説明は以上でございます。

日程第 9 その他

- (1) 食育・給食課主幹より、学校給食のアンケート結果について報告がありました。
- (2) 学校教育部理事より、第 1 回・第 2 回教育改革審議会の報告がありました。
- (3) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の 12 月定例教育委員会議を、12 月 18 日（月）に予定すること
通知しました。

〔 教育長 閉会の挨拶 〕

閉会：午前 11 時 20 分